

パブリックコメント手続（意見募集）

**相楽広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を
改正する条例（案）について**

募 集 期 間	令和6年11月28日（木） から 令和6年12月27日（金） まで
問 合 先	相楽広域行政組合事務局（相楽会館1階） ☎ 0774-72-0421 Fax 0774-72-0470 E-mail: kouiki@souraku-kyoto.or.jp

相楽広域行政組合

「相楽広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）」 に対するご意見をお待ちしています

《概要説明》

このたび、案が取りまとまりましたので、相楽地域住民の皆さまにお知らせすると共に、ご意見を募集します。

募 集 期 間	令和6年11月28日（木）～令和6年12月27日（金）
対 象	相楽地域（木津川市・笠置町・和束町・精華町・南山城村）にお住まい又はお勤め・通学の方、事業所など
条例（案）の公表	『案』及び『意見提出用紙』は、次の場所で配布します。（各場所とも開庁時間に限ります。） ・ 組合事務局 ・ 5市町村環境担当課窓口 ・ 組合ホームページ（http://www.souraku-kyoto.or.jp）、5市町村ホームページから、ダウンロードしていただくこともできます。
提出・問合せ	12月27日（当日消印有効）までに、『意見提出用紙』に郵便番号・住所、氏名または団体名、電話番号などを記入してご提出ください。 【ご提出方法】 ① 持参 ② 郵送 ③ ファックス ④ 電子メール （④電子メールの場合、件名を「パブリックコメント意見提出」とし、本文は『意見提出用紙』の記載事項に準じてご記入ください。） 【ご提出・問合せ先】 〒619-0214 相楽広域行政組合事務局（相楽会館1階） ☎0774-72-0421 Fax 0774-72-0470 E-mail: kouiki@souraku-kyoto.or.jp

いただきましたご意見等に、直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。ご意見等とそれに対する考え方は、募集期間終了後、すみやかに公表します。